

令和6年度体験型観光PR業務
委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県長野地域振興局（以下「委託者」という。）が行う令和6年度体験型観光PR業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度体験型観光PR業務

2 業務の目的

長野地域の資源を生かした体験型観光のPRを行い、観光客の長時間滞在・宿泊化と周遊化の促進を図るとともに、ファンやリピーターの創出による交流人口の増加に繋げる。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 主なターゲット

- ・20歳前後～30代後半の少人数グループ
- ・子育てファミリー

5 委託業務の内容

(1) 縦型ショート動画（以下「ショート動画」という。）の制作及び情報発信

ア 概要

インスタグラマーが長野地域で出来るアクティビティを体験し、その様子や魅力を60秒程度の臨場感あるショート動画にして、自身のInstagram等に投稿する。

イ 制作及び情報発信方法

(ア) 受託者は、委託者と協議の上、インスタグラマー^{※1}及び同行者^{※2}並びにショート動画にするアクティビティ^{※3}を選定する。

※1 インスタグラマーのInstagramの世界観やフォロワー数等を鑑みて選定すること。

※2 インスタグラマーの友人（1～2名）や家族（夫婦、親子、きょうだい等）等の関係性がある他、ショート動画への出演を承諾する者であること。

※3 インスタグラマーの希望を優先することを基本とするが、一部、委託者の要望を含んだものとする。

また、地域への経済効果や、地域資源を複合的に掛け合わせて新たな魅力や価値を見出すもの、これまで見出されてこなかった地域資源の魅力を取り上げるものを理想とする。

(イ) (ア) で選定されたインスタグラマーは、同行者と共にアクティビティを体験し、その様子や魅力を60秒程度のショート動画にして、自身のInstagramに投稿する^{※4}。また、可能な場合は、他のSNSにも投稿する等、幅広い発信を行うこと。

※4 投稿前に委託者の確認を得ること。

ウ 制作本数

10本以上^{※5}

※5 制作するショート動画は、原則、1つのアクティビティで1本とする他、同種のアクティビティに偏らないよう配慮すること。また、インスタグラマー及び同行者は、原則、ショート動画ごとに異なる者を選定すること。

エ 想定される支出経費（例）

(ア)～(エ)は、インスタグラマーや同行者の負担とすることも可とする。

- (ア) 往復交通費（必要に応じ、居住地等から体験場所まで）
- (イ) 体験料（飲食に絡む体験も可とする。）
- (ウ) 宿泊料（宿泊を含めたアクティビティの場合等、必要に応じて。この場合、夕・朝食代も可とする。）
- (エ) 飲食費（ショート動画に付加する可能性がある場合等、必要に応じて）
- (オ) 謝金（体験、撮影、ショート動画制作、投稿に係るもの）
- (カ) インスタグラマー選定に係る経費
- (キ) 下記オ（ア）に係る経費（講師謝金を含む。）

オ その他

- (ア) 受託者は、インスタグラマー決定後、必要に応じて、ショート動画制作や Instagram への効果的な投稿方法等の研修を実施すること。
- (イ) 撮影にあたり、法令等に基づく撮影許可申請や映像に登場する施設や人物等についての撮影許諾等は、受託者の責任で行うこと。
- (ウ) 映像内の肖像権や施設、BGM 等は、SNS や WEB サイトに掲載しても問題無いものにする事。
- (エ) ショート動画を SNS に投稿する際は、景品表示法に抵触しないようにすること。
- (オ) 制作したショート動画は、委託者が管理する YouTube 及び WEB サイト「体験！ながの」にも掲載するため、委託者にデータを提供すること。
- (カ) 制作したショート動画の著作権はインスタグラマーに帰属するが、委託者は、本業務に関する場合に限り、インスタグラマーの許諾を要することなく無償で二次利用できるものとする。なお、インスタグラマーが SNS 等に投稿した内容についても同様とする。
- (キ) 制作したショート動画は、Instagram に投稿後、最低 2 年間は継続して掲載すること。また、委託者が管理する YouTube 及び WEB サイト「体験！ながの」への掲載期間は、令和 11 年 3 月 31 日までとするが、インスタグラマーから意思表示がない場合は、その後も使用できるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。
- (ク) 受託者は、インスタグラマーが制作したショート動画の評価を行うこと。

(2) WEB 広告の出稿

ア 概要

委託者が管理する WEB サイト「体験！ながの」(<https://taiken.naganoblog.jp/>) に誘導するための広告出稿を行う。

イ 出稿形態（例）

- (ア) テキスト
- (イ) 画像
- (ウ) 動画

ウ 出稿期間

委託者と受託者が協議の上、決定する。

エ 出稿日数

30 日以上

オ 想定効果（広告クリック数）

2,500 回以上

カ 条件等

- (ア) 掲載サイトは、委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (イ) 次に掲げるサイトへ広告を掲載しないように配慮すること。
 - ・法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの。
 - ・公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はその恐れがあるもの。
 - ・人権又はその他の権利を侵害するもの又はその恐れがあるもの。
 - ・政治性または宗教性のあるもの。
 - ・特定の主義主張を目的とするもの。
 - ・上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないとするもの。

(ウ) WEB 広告の効果（インプレッション数やクリック数、コンバージョン率等）を検証し、定期的に委託者に報告の上、より効果的な方法へ改善すること。

キ その他

広告出稿にあたり制作した画像・動画等に関する所有権や著作権は委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものであること。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物について当該権利を非独占的に使用できることとする。

6 成果品

- (1) 5 (1) で制作したショート動画を保存した電子媒体（CD-R等） 1部
- (2) 5 (2) で制作した画像・動画等のデータ及び広告レポート（下記7に記載する委託業務完了報告書に含む。）

7 委託者への報告

受託者は、委託業務が完了した場合には、委託業務完了報告書を委託者に書面により提出する。

8 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。